

令和6年8月16日

南箕輪村議会議長 様

提出者名 太田篤己

### 議員研修・議員視察結果報告書

研修名または視察テーマ	議員のためのハラスメント防止研修
研修・視察実施場所	役場、第1委員会室（動画視聴）
研修・視察の期間	令和6年7月17日
研修・視察の成果等	<ul style="list-style-type: none"><li>・議員は労働者ではないので、労働法令は適用されない。しかし、特別職公務員として、自ら行動規範をつくる必要がある。</li><li>・情報を有する専門職としての倫理、一部の利益を代表することなく全体の奉仕者としての倫理が求められる。</li><li>・コンプライアンスは法令順守ではない。本来の意味は、使命、責任に忠実であること。</li><li>・民間組織は「マネジメントの過剰」、公務組織は「マネジメントの希薄」が不祥事発生要因となる傾向があり、公務員に特化したハラスメント防止対策が必要。</li><li>・パワハラは日本の造語で、日本の雇用慣行に深く根ざした問題。メンバーシップ型（日本）とジョブ型（外国）の違いで、日本人が処方箋を書くほかない。</li><li>・雇用主には、2020年6月より法律でパワハラ防止措置が義務付けられている。</li><li>・言動の受け止め方は、個人によって異なることに留意し、自らの仕事への取組や日頃のふるまいを顧みる。</li></ul>

※研修・視察終了後、議長または委員長が定めた期日までに提出すること。